

明石市難病患者喀痰吸引第3号研修（基本研修）費助成金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、介護サービス事業所に対し、予算の範囲内において、難病患者等に対する喀痰吸引等研修の受講に要する費用を助成することにより、喀痰吸引を行うことのできる人材を確保し、難病患者の家族等の負担を軽減することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 喀痰吸引 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- （2） 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修をいう。
- （3） 第3号研修（基本研修） 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号ハ（1）に掲げる第3号研修（基本研修）をいう。
- （4） 難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病の患者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児等をいう。

（助成金の交付対象者）

第3条 この要領による助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす介護サービス事業所の設置者とする。

- （1） 喀痰吸引等を受ける難病患者等が、明石市民であること。
- （2） 前号の喀痰吸引等を行うため、従業員に第3号研修を受講させ、法附則第4条に規定する認定特定行為業務従事者認定証の交付申請を行わせること。
- （3） 法第48条の3第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者として登録を受けること。
- （4） 国、他の地方公共団体等から類似の助成を受けていないこと、又は助成を受ける予定がないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成対象とする経費は、法附則第4条第2項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）が行う第3号研修（基本研修）にかかる受講費用とする。

（助成金の額）

第5条 助成金額は、登録研修機関が行う第3号研修（基本研修）について事

業所が受講者一人につき負担した費用又は25,000円のいずれか低い額とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、従業員が第3号研修（基本研修）を受講した日から6か月以内に、明石市難病患者喀痰吸引第3号研修（基本研修）費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 対象研修の受講料（テキスト購入費を含む。）の領収書
- （2） 研修を受講した職員との雇用契約書の写し
- （3） 基本研修の修了証又は受講証明の写し
- （4） 喀痰吸引を受ける難病患者の個人情報確認に関する同意書（様式第2号）

（審査結果の通知）

第7条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否について、明石市難病患者喀痰吸引第3号研修（基本研修）費助成金交付審査結果通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、交付の決定（以下「交付決定」という。）をした場合は、申請者に対して助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該交付決定を取り消すものとする。

- （1） 偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2） この要領の規定に違反したとき。
- （3） その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（適用除外）

第10条 次に掲げる事項については、この要領を適用しない。

- 1 国、都道府県、市町村及び独立行政法人により設置されている施設及び事業所の介護職員等が受講する場合。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設を管理する同法第244条の2第3項に規定する指定管理者も都道府県又は市町村により設置又は運営されている施設もしくは事業所とみなす。

2 本実施要領施行日前に基本研修を修了した場合。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。